## 入札参加停止の措置状況一覧表

番号	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要領適用条項
1	有限会社エム・プロダクツ	令和7年10月15日から 令和8年 5月14日まで	7 か月	田原南部市民館多目的ホール建設工事設計業務において、受注者からの業務処理能力不足を理由とする契約期間延長の申出を受け契約期間を31日間延長したが、契約期間内に一部の成果品の納品が不可能であることがをうる。 一部の成果品の納品が不可能であることがをうる。 一部の成果品の納品が不可能であることが多いである。との。 一部の遅延に対する市の担案により契約を合意解除した。契約期間中、受注者は、対して、回答期限の無視や提出物の提出期限遅延を繰り返した。 また、受注者は、本業務における計画の遅近が発生している状況の中、本市発注の他の設計業務の入札に参加していた。 なお発生しているが加していた。 なお発注せざるを得なくなり、実施設計業務を別発注せざるを得なくなり、それに伴い当該建設工事の発注が当初の予定から6か月程度遅れる見込みとなった。	要領第4条 (別表第2第11号)